

第1章 大綱策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

進行する人口減少や高齢化、気候変動をはじめとする地球規模の課題の深刻化、グローバル化の進展による国際情勢の不安定化など、近年、社会情勢は目まぐるしく変動し、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代の到来と言われています。教育を取り巻く社会環境も大きく変化しており、ウェルビーイングや共生社会の実現などの理念が教育現場においても重視されてきた他、誰一人取り残さない多様なニーズに対応した教育の重要性もこれまで以上に高まっています。

また、教員の多忙化の解消や資質向上といった課題も山積しており、これらのニーズや課題に対応するため、家庭・地域・学校が連携して取り組むとともに、近年急速に発展を遂げているデジタル技術を活用することが求められています。

こうした中、本市教育の一層の振興を図るため、変わりゆく社会の状況を的確に見据えながら、これからの甲斐市に必要な教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にする必要があります。創甲斐教育推進大綱(以下、「本大綱」という。)は、本市教育を推進するための基本指針となるものであり、教育の基本理念等を示すとともに、今後、取り組むべき施策を明らかにするものです。

また、従来、甲斐市の独自性として掲げてきた「国語力の向上」、「自己表現力の向上」及び「体力の向上」の理念を引き続き実現していきます。

2 計画の位置づけ

国においては、教育基本法の改正(平成18(2006)年12月)により、5年ごとに教育振興基本計画を策定することとし、令和5(2023)年4月に第4期教育振興基本計画を策定しました。山梨県においても、平成21(2009)年、平成26(2014)年、令和元(2019)年に「やまなしの教育振興プラン」をそれぞれ策定し、令和6(2024)年3月に、新たな山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)を策定しました。

本大綱は、国、県の計画を参酌し、教育基本法第17条第2項の規定に基づいた本市教育振興の基本計画であり、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく教育大綱として策定したものです。

【教育基本法】(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】(大綱の策定等)

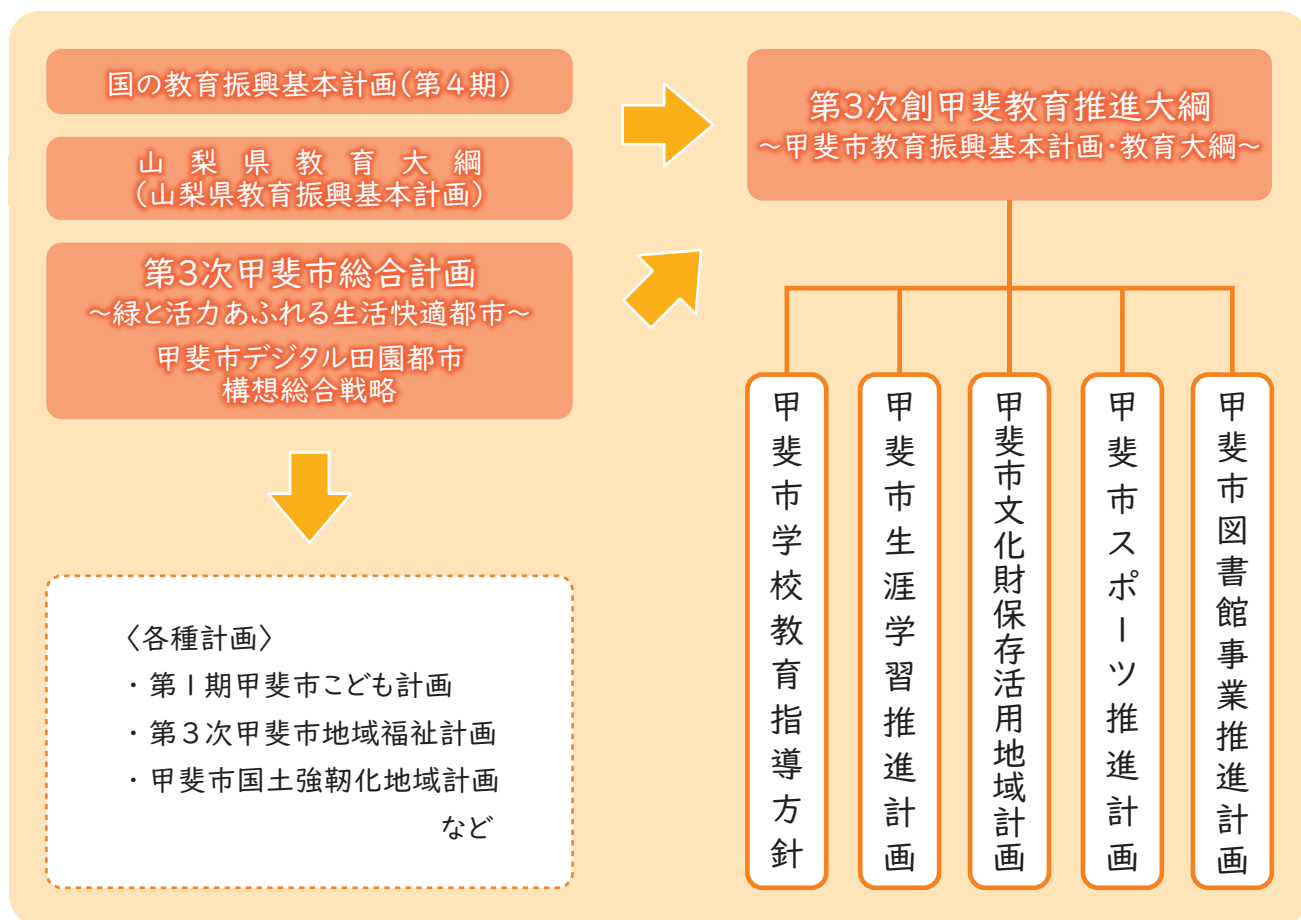
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 計画期間

本大綱の対象期間は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする5年間とします。

4 施策の実行

本大綱を「甲斐市学校教育指導方針」、「甲斐市生涯学習推進計画」、「甲斐市文化財保存活用地域計画」、「甲斐市スポーツ推進計画」、「甲斐市図書館事業推進計画」等に反映させるとともに、各分野で創意工夫を凝らし「第3次創甲斐教育推進大綱」のより一層の取組の推進を図ることとします。



5 持続可能な開発目標(SDGs)との関わり

持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標です。

「誰ひとり取り残さない社会」の実現を目指し、国や県でも取組を進めているほか、本市でも、総合計画においてSDGsに掲げる目標達成を目指す方針に掲げ、各種取組を推進することとしています。

教育は、「4 質の高い教育をみんなに」をはじめとした多くの目標と関連があることに加え、持続可能な社会の担い手を育成するという重要な役割を担う分野であることから、様々な目標の達成に資することを目指し、SDGsを推進していきます。